

清水港清水マリパークヨット係留場使用細則

(目的)

第1条 この細則は、静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）及び静岡県港湾管理規則（昭和36年静岡県規則第56号）により静岡県（以下「県」という。）が管理するプレジャーボート係留施設のうち清水港清水マリパークヨット係留場（以下「施設」という。）の使用許可を受けた者が特別に遵守すべき事項について、清水港プレジャーボート係留施設使用許可取扱要領第18条の規定に基づき、細則を定める。

(定義)

第2条 この細則で「施設」の範囲は、係留施設及び修理場をいう。

(航行に関する遵守事項)

第3条 使用者は、船舶の航行に当たっては次に掲げる事項を遵守し、港内の安全を確保しなければならない。

- (1) 使用者は、清水マリパーク前面水域を使用する他の船舶に十分注意して航行しなければならない。
- (2) 使用者は、清水岸壁に離接岸する一般船舶の航行を妨げてはならない。

(清水マリパークヨット係留場利用協議会)

第4条 施設の公平公正な運営を図るため、清水マリパークヨット係留場利用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 港湾関連法令、清水港清水マリパークヨット係留場使用要領及び使用承認条件に違反した事案に対する県の処置の指針に関すること。
- (2) 施設の維持補修の区分に関すること。
- (3) その他施設の管理運営上重要な問題に関すること。

(委員)

第6条 協議会の委員は10人以内とする。

2 委員は次の各号に掲げる者から清水港管理局長が指名し委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 清水港日の出水域を利用する海運業界の代表者
- (4) 清水港管理局職員
- (5) 清水マリパークヨット係留場利用者連絡会の代表者

3 清水港管理局長は、前項の委員の他、案件により専門家の意見が必要として会長の要請を受けた場合は特別委員を委嘱できる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、清水港管理局長が召集する。

2 座長は会長が務める。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(自主運営組織)

第9条 県は、使用者に対し、使用者で構成する施設の自主運営を目的とした清水マリンパークヨット係留場利用者連絡会（以下「連絡会」という。）を組織するよう求めるものとする。

2 県は、使用者に対し、連絡会へ原則として加入するよう勧める。

(その他の事項)

第10条 この細則に定めのない事項は、清水港管理局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。